

○埼玉県いじめ問題調査審議会規則

平成26年3月27日教育委員会規則第5号

目次

標題

発令

公布文

題名

目次

第一条（趣旨）

第二条（組織）

2

第三条（委員及び臨時委員の任命）

第四条（任期）

2

第五条（会長及び副会長）

2

3

第六条（会議）

2

印刷モード

終了